

令和8年度HYOGOヒューマンライツ作品コンテスト 文芸部門応募要領

この応募要領（以下「本要領」という。）は、兵庫県が主催する「HYOGOヒューマンライツ作品コンテスト」（以下「本コンテスト」という。）の応募に関する諸条件を定めるものです。本要領の内容をご確認の上、同意いただける場合に限り、ご応募ください。なお、本コンテストにご応募いただいた時点で、本要領への同意があったものとみなします。

1 目的

県民一人ひとりが、人権尊重の理念について理解を深め、お互いの人権の尊重を完成として育み、日常生活の中で人権尊重が態度や、行動としてあらわれること文化として定着している社会づくりを進めるために、県民参加型啓発事業として、県民の人権問題に対する理解促進・普及啓発を図ることを目的とする本コンテストを実施します。

2 応募作品のテーマ

上記1の目的に沿ったものであれば、テーマ、内容は自由です。

例

- (1) 人の優しさや思いやり、支え合うことのすばらしさなどが描かれているもの
- (2) 一人ひとりを大切にし、こころ豊かな社会づくりをめざす姿勢が描かれているもの
- (3) 生命や人権の尊さ、大切さが描かれているもの
- (4) 人権課題の解決に向けて、明るい展望をもって描かれているもの

3 作品規定

(1) 枚数

| 分野 | 一般の部 (高校生以上) | 学齢児童生徒の部 (中学生以下) |
|-------------|-----------------|---------------------|
| 創作（小説、童話など） | 30枚以内 | |
| エッセイ（作文を含む） | 10枚以内 | 5枚以内 |
| 詩 | 2枚以内 | |

400字詰め原稿用紙に縦書きとする。

パソコン等で作成した原稿の場合は、A4判用紙（縦書き）に400字（20字×20行）で印刷したものを原稿用紙1枚とみなします。

(2) 表紙

400字詰め原稿用紙1枚に作品の分野、名前・ふりがな（ペンネームの場合は本名も併記する）、年齢（学齢の場合は学校名・学年も併記する）、タイトル、自宅住所または連絡先住所及び電話番号を明記する。

(3) 体裁

原稿用紙は、右肩で綴じ、通し番号（ページ）を用紙下段中央欄外に記入してください。

4 スケジュール

- (1) 応募期間：令和8(2026)年5月11日(月)～同年9月11日(金) [当日消印有効]
※文芸部門のみ、メールでの応募は当日の23：59分台の送信分までとします。
- (2) 結果発表：令和8(2026)年11月(予定)
- (3) 表彰：令和8(2026)年12月(予定)

5 応募資格

本コンテストへの応募資格は以下のとおりとします。

- (1) 兵庫県内に在住、在勤、在学している方(プロは除く)
- (2) 応募要領の内容を理解した方
- (3) 応募作品は、1つの分野につき、1つの作品とします。

6 応募方法

- (1) 郵送、持ち込み、メールでの応募も可とします。
- (2) 学校で一括応募する場合は応募票(別紙)に所定事項を必ず全て記載してください。

7 審査方法

- (1) 別に定める審査委員会設置要領に基づき審査し、入選等を決定します。
- (2) 作品が応募要領及び作品規定に合致しない場合は、入選を取り消すことがあります。
- (3) 審査結果については、入選者のみに通知します。ただし、作品は返却しません。
- (4) 審査に関する問い合わせには一切応じません。

8 審査基準

受賞作品の選考は、主に次の項目を審査します。審査の過程は非公表とします。

- (1) 本コンテストの趣旨に沿った、人権意識の普及及び高揚に資する内容であること
- (2) 読む人々が惹きつけられ、啓発効果が期待される内容であること
- (3) 著作権、商標権等の法令及び本要領が守られていること

9 表彰

- (1) 最優秀賞(兵庫県知事賞) 賞状及び副賞
全応募作品から分野ごとに1作品
- (2) 優秀賞((公財)兵庫県人権啓発協会理事長賞) 賞状及び副賞
分野ごとに一般の部・学齢児童生徒の部から各1作品
- (3) 佳作((公財)兵庫県人権啓発協会理事長賞) 賞状及び記念品
分野ごとに一般の部・学齢児童生徒の部を問わず最大3作品

※審査の結果、該当作品がない場合や予定の点数に満たない場合があります。

10 受賞作品の発表

受賞者の発表は、兵庫県ホームページ上で行います。応募作品のタイトル、紹介とともに、応募用紙にご記入いただいた名前を掲載します。なお、受賞者には、原則別途受賞の通知メールを送信します。

11 作品の取り扱い

- (1) 作品に関する著作権等は兵庫県に帰属します。
- (2) 作品中に詩・図画等他人の著作物を引用する場合は、その著作権処理は応募者が行ってください。
- (3) 受賞作品は、受賞者の許可を得た上で、兵庫県及び関係機関が発行する各種印刷媒体、Webサイト、イベント等での掲載など、広く普及啓発に利用します。なお、活用の際には、一部加筆や修正など変更を行うことがあります。

12 注意事項

- (1) 応募作品は未発表のものに限る。重複応募の場合は入賞を取り消します。
- (2) 誤って応募した際は、速やかに事務局までお問い合わせください。
- (3) 応募作品は、応募者本人が作成したオリジナルのものに限ります。
- (4) 盗作や不適切な引用等があった場合は審査対象外になることがあります。
- (5) 本コンテストへの応募は無料だが、作品の作成等にかかる一切の費用については、応募者の自己負担とします。
- (6) 応募作品の選考状況、選考結果に関する問合せには応じかねます。
- (7) 18歳未満の児童生徒が応募する場合、保護者の同意等を得てください。
- (8) 万一、第三者から権利侵害や損害賠償を主張された場合、主催者は一切責任を負いません。
- (9) 本要領に記載のない事項については、すべて主催者が決定・実施します。

13 応募作品の送付・持ち込み先及びコンテストに関する問い合わせ先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内
公益財団法人兵庫県人権啓発協会 ヒューマンライツ作品コンテスト 文芸部門係
TEL 078-242-5355 FAX 078-242-5360
Eメール bungei@hyogo-jinken.or.jp